

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋 様

中央職業能力開発協会
会長 大橋 徹 二

厚生労働省委託事業「ものづくりマイスター制度」に関する周知依頼について

標記事業の運営につきましては、日頃からご理解・ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会が受託しております若年技能者人材育成支援等事業「厚生労働省ものづくりマイスター」は、ものづくりの優れた技能・経験を有する方（1級技能士等）を「厚生労働省ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や工業高校等に派遣して実践的な実技指導を行い、若年技能者の人材育成・確保に貢献しています。

この実技指導の対象は、建設・製造分野を中心に 100 以上にわたっており、中小企業が抱えている様々な課題（自社従業員の技能レベル向上・改善、品質改善、改めて基礎から学ぶなど）について支援しています。さらに、令和 7 年度からはものづくり以外の分野も新たに対象に加われました（ブライダルコーディネーター、レストランサービス、ビルクリーニング、フラワー装飾、西洋料理及び日本料理）。

ものづくりマイスターの「実技指導」には、次のような特色があります。

- ものづくりマイスターの派遣費用や指導に必要な材料費は、事業の規定の範囲内で厚生労働省が負担します。
- 実技指導に当たっては、企業の担当の方と事前に打ち合わせ、ニーズや課題に応じたカリキュラムや教材を検討し、受講者の技能の習得度等に合ったオーダーメイドの指導を行います。
- ものづくりマイスターが企業を直接訪問して、普段の仕事現場で実践的な指導を行います（曜日や時間帯等もご相談に応じます）。
- ものづくりマイスターは、熟練技能と豊富な実務経験・指導経験をもっており、認定後は若い方への指導の仕方、ハラスメント・個人情報保護などの研修を受けて実技指導にあたっています。

平成 25 年度に開始し 13 年目を迎えた「ものづくりマイスター制度」においては、昨年度、延べ約 16 万 9 千人の方が活用されるなど、中小企業の人材育成にもお役立ていただいておりますが、中小企業にはまだ十分に知られていない状況にあります。

このたび、令和 7 年度版の新しいパンフレット「ものづくりのエキスパートから技能を学ぶ（厚生労働省ものづくりマイスターのご案内）」（PDF データ）が完成しました。

是非、貴会の会員団体様への制度周知にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、その際には、厚生労働省の技能振興ポータルサイト「技のとびら」(以下 URL、QR コード参照) にも「ものづくりマイスター」をご案内しておりますので、併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

◎技能振興ポータルサイト「技のとびら」(厚生労働省ものづくりマイスターのご案内)
URL 及び QR コード

<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/>



(担当)

中央職業能力開発協会

技能者育成支援室事業管理課

渡辺、林、松本

電話 : 03-5843-3688、3690